

保全区域の選定の考え方

面談（2020年10月23日、11月5日）でのコメントを踏まえ、保全区域の選定の考え方について再整理し、検討した結果を以下に示す。

2. 保全区域の選定の考え方

これまでの保全区域（加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものをいう。）の考え方として、以下の観点を加え、再検討を行った。

○保全区域には本体施設だけではなく、当該施設の機能を発揮するのに必要な補機も含める。

上記を考慮し、以下の手順にて保全区域の再選定を行った。

<保全区域の選定手順>

(Step1)

事業許可から、安全機能を有する施設のうち、管理区域外にあるものを全て抽出。



(Step2)

Step1で抽出された安全機能を有する施設のうち、管理区域外に独立して設置され、管理区域内の施設とつながっていない施設（例：モニタリングポスト、防護壁、防護柵、防護閉止板又はコンクリート、消火設備）を抽出し除外。



(Step3)

Step2で絞り込んだ安全機能を有する施設のうち、当該施設の機能を喪失した場合に、管理区域内の施設に安全上の影響がない安全機能を有する施設（管理区域外から管理区域内の活動をサポートする施設を除く。）及び2重化される施設（例：可燃性ガスの緊急遮断弁）について除外。また、安全機能を有する施設には該当しないが、安全機能を有する施設の機能を発揮するのに必要な補機等を抽出。



(Step4)

Step3で抽出された安全機能を有する施設及びそれらの機能を発揮するのに必要な補機等（が設置される場所）を保全区域として選定する（例：非常用電源設備）。

3. 保全区域の選定結果

前項の保全区域の選定手順に従って検討した結果、管理区域外にある安全機能を有する施設のうち、保全区域とすべき対象施設（設備）及び場所を、以下のとおり選定した。

施設（設備）名称	保全区域	備考（選定理由）
放射線監視盤	第2加工棟 第2出入管理室 第1加工棟 第1事務室	機能喪失により管理区域内へ影響を与えるものではないが、管理区域外から管理区域内の活動をサポートする施設として該当。
自動火災報知設備（受信盤）	第2加工棟 第2出入管理室 第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室 事務棟の該当する場所	自動火災報知設備に異常があった場合、万が一の火災を周知できない。
所外通信連絡設備	事務棟の該当する場所 保安棟の該当する場所	万が一の事故発生時、所外と連携した活動ができない。
所内通信連絡設備	第2加工棟 第2出入管理室	万が一の事故発生時、退避指示等の周知ができない。
送水ポンプ自動停止装置	発電機・ポンプ棟	内部溢水発生時の拡大防止が遅れる。
非常用電源設備*	発電機・ポンプ棟 屋外の該当する場所	外部電源喪失時に給電不可となる。

*：非常用電源設備には燃料タンク、起動用バッテリを含む。また、補機としてのエリア外のケーブル類は、電線管で保護され埋設又は高架敷設されているため、特別な管理は不要とした。

以上により、現変更認可申請中の非常用電源設備を設置する場所を保全区域とすることに加えて、「第2加工棟 第2出入管理室」、「第1加工棟 第1事務室」、「第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室」、「事務棟の該当する場所」、「保安棟の該当する場所」を保全区域に設定することとし、補正申請する。

以上